

独立行政法人日本学生支援機構理事長 殿

日本学生支援機構奨学金に係る税の更正に関する申告書

私は、独立行政法人日本学生支援機構（以下、「機構」といいます。）に対し、私が機構に申請した、又は機構から支給もしくは貸与を受けている奨学金について、その審査に用いられた市町村民税が更正されたことを申告します。私は、「税の更正に関する申告要領」及び以下の項目について確認し、この申告に基づき、私の奨学金の選考等について機構により改めての判定（再判定）がなされる又はなされない可能性があることや、再判定がなされた結果、再判定の前よりも少ない支給額や貸与額となる可能性が生じることを承知しています。なお、本申告に基づき給付奨学金の再判定がなされた結果、第一種奨学金の貸与月額についても現在の月額から増額又は減額された額に変更（併給調整）されることがありますが、既に振り込まれた奨学金について超過が生じた場合においては、諸規程の定めに基づき、貸与終了後に返還金として取り扱うことに同意します。

【以下の項目を確認しました。】

☐ 市区町村から税の更正が分かる書類（更正（決定）通知書など）を受け取りました。

☐ 税の更正に関する申告を機構に対して行う旨を学校へ連絡しました。

（確認しチェックをしたうえで以下をご記入ください。なお、訂正するときは二重線にて抹消し、直近余白に記入してください。）

学校名											学籍 番号																				
申込者又は 奨学生本人	(カナ) 氏 名(自署)：										(生年月日) 年 月 日																				
【奨学生として採用されている場合】 奨学生番号(11桁)	2 - 0 -																														
【奨学生として採用されていない場合】 登録番号(受付番号)16桁											- -																				
◆ 以下の「申告する税の年度」を記入したうえで、税の更正があった者に☑をしてください。 ◆ 税の更正があった者それぞれについて、税の更正が分かる書類（「更正（決定）通知書」の㊦-など）の添付が必要です。 ◆ 「申告する税の年度」は、税の更正が分かる書類（「更正（決定）通知書」など）に記載されている年度です。 ※ 申告の結果にかかわらず、ご提出いただいた書類は返送しません（住民税情報に変更が確認できず、申告書一式を申告者へ返送する場合を除きます）。 ※ 給付奨学金で複数の年度にわたって税の更正があった場合、本様式も複数提出してください。																															
「申告する税の年度」及び添付書類		税の更正があった者（税の更正が分かる書類「更正（決定）通知書」などの宛先の人物）																													
(年度を記入) 令和6年度 税の更正が分かる書類 （「更正（決定）通知書」の㊦-など）		☐ 申込者又は 奨学生本人										☐ 生計維持者① 続柄 氏名（ ）										☐ 生計維持者② 続柄 氏名（ ）									
上記申告する税の年度において、申込者又は奨学生本人は、いずれかの生計維持者の扶養控除の対象になっていますか。※												☐ 扶養控除の対象である ☐ 扶養控除の対象でない										上記申告する税の年度において、生計維持者が扶養している「子ども」は何人で すか。（生計維持者①及び②の合計）※2 _____人									

※1※2 本人や生計維持者が今回提出する税の更正の対象になっていない場合であっても申告してください。税の更正によって変更があった場合は、その通りに申告してください。

※2 ここでいう「子ども」とは、生計維持者のどちらかが住民税の扶養親族としている人のうち、扶養している生計維持者よりも年長でない人や生計維持者の尊属でない人となります。生計維持者が住民税の扶養親族としていない人は含みません。

(機構からの連絡が繋がる連絡先をご記入ください。)		(書類不備がある場合の返送先をご記入ください。)	
本件の連絡先		不備返送先	
※未記入の場合は、左記連絡先へ郵送します。			
〒 都 道 府 県		〒 都 道 府 県	
(カナ) 氏名： 本人との続柄(いずれかに○)： 本人・父・母 その他の続柄（ ）		氏名： 様	
電話： ※平日 17:00 までで連絡がつく時間帯や曜日など ご希望があればご記入ください。 ()		(電話番号： - -)	

ご記入いただいた情報は、本申告に係る手続きのために利用し、この利用目的の適正な範囲において、当該情報（再判定の結果情報を含む）が学校に必要に応じて提供されますが、その他の目的には利用されません。なお、偽りその他不正の手段により申告等を行い、それによって給付奨学金の支給を受けたときは、支給を受けた額に最大 140/100 を乗じた金額が国税徴収の例により徴収されます。